

プチ起業・プチ活動応援事業 Q&A

Q1 この事業は、女性も男性も、グループでも申請できますか。

この事業の目的を十分理解し、自ら起業・副業・活動に向けてチャレンジしようとする個人、グループ、団体を応援する事業です。どなたでも申請できます。

Q2 厨房は使用できないとのことですが、調理を伴わない飲食業であれば出店してもかまわないですか。

例えば、他の場所で調理した軽食や菓子などや、コーヒーなど飲み物などの提供は差し支えありません。ただし、食品衛生法などの許可が必要である場合には、出店者が責任を持って行ってください。

Q3 厨房は使用できないとのことですが水道や電気は使用できますか。

水道や電気は使用可能です。給湯器やガス、その他の厨房設備は使用することができません。御了承ください。

Q4 事業目的のなかで、新しいことにチャレンジする人という意味合いを教えてください。

今まで行っていなかった起業や副業、活動を新しく始めることです。しかし、これまで行ってきた起業や副業・活動を、さらにステップアップさせることも含みます。

出店申請書（様式 1）や出店計画書（様式 2）のなかに新しいことにチャレンジする内容がわかるように記入してください。

Q5 出店申請書（様式 1）は、出店を希望する日の前々月の末日までとなっていますが、例えば、7月1日から出店を希望する場合は、5月末日までに申請書を出すということですか？必ず、その日までに出さなければなりませんか。

原則として、出店を希望する日の前々月の末日までに申請書（様式 1）を提出していただいた方を優先して決定することとなります。ただし、A 又は B 区画のどちらかが空いている状況であれば、期限後であっても申請することはできます。

Q6 初回の出店開始が6月4日（火）～となっていますが、出店申請書（様式 1）の提出期日は Q5 と同じ考え方ですか。

そのとおりです。

Q7 自身で使用する備品、消耗品類などは持込み可能ですか。

旧レストスペースに保管しているテーブルや椅子、棚は、A 及び B 区画の利用者同士が協議して利用が可能です。その他必要な備品、消耗品類は持込み可能です。退去時には、原状復帰をお願いします。